

公益認定に係る主な検討事項（財産関係）

1. 遊休財産額規制

(1) 「公益目的事業の実施に要した費用の額…を基礎として…算定した額」の算定方法

【特別の算定方法】

(2) 遊休財産額の算定方法

【基本的考え方】

※公益目的事業等への使用または処分の見込みが明らかではない財産を遊休財産。

【使用することが見込まれる財産とその性格】

(3) 遊休財産額の確認方法

【収支予算書、他の財務諸表において確認すべき数値、他に確認が必要な書類の有無】

※費用の按分方法、特別の算定方法の根拠

【認定申請時に要する特別な計算書】

※見込みの正味財産増減計算書、見込みの貸借対照表

【公益目的事業を行うために使用する財産と認められ得る貸借対照表上の記載方法】

2. 公益目的事業財産・公益目的取得財産残額

(1) 公益目的事業財産

【公益目的事業財産に組み入れる財産の範囲】

(2) 公益目的取得財産残額の算定

【算定方法】

※公益目的事業の用に供している財産及び公益目的事業に使用すべき未使用財産。

【算定の基準日】

(3) 公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額の確認方法

【財務諸表において確認すべき数値、他に確認が必要な書類の有無】